

KANAGAWA



社団法人 神奈川県建築士事務所協会

URL <http://www.j-kana.or.jp/>

E-mail info@j-kana.or.jp

2013 年
3 月号

VOL.377



オフィシャルウェブサイト
(会員ページ) 情報

○会報「KANAGAWA」をフルカラー
で掲載中

○会員ページへは会員番号でログイン
してください



目次

①② 建築探訪

③④ 一般社団法人移行について

⑤⑥ シリーズ
町並み散策 ぶらり i n 神奈川

⑦⑧ 応急仮設住宅コンペティション
開催報告

⑨ 理事会報告
旅のクイズ

⑩ 事務局便り
編集後記

表4 Architect Column

旧カニングハム邸を訪れて

川崎支部 恩田 耕爾

音楽家エロイーズ・カニングハムは、友人のノエミ・レーモンド夫人を通じて音楽ホールに使える小さな家を港区に建てました。隣接する根津美術館の庭園の緑を借景として取り入れ、ガラス窓を開け放すと、外と内が一体となる開放感のある住宅、それが今回ご紹介する「旧カニングハム邸」です。

レーモンド夫人（ノエミ・レーモンド）とカニングハムは古くからの友人でした。音楽鑑賞への配慮をしてほしいというカニングハムの希望をいれ、2階の寝室のふすまを開け放つと、劇場のバルコニーに立つように、階下のリビングでの演奏を聴くことができるような設計となっており、現在も黒いグランドピアノが置かれています。カニングハムは、クラシック音楽を通じて、日本の子どもたちの情操を育てることに

隣接する東と西のガラス戸の内側には一面の障子がリビングを囲んでいて、ピアノからの軟らかい音を響かせるように感じられます。構造的には北側2階バルコニー部分から南側のリビングの開開口部に向かって5～6mほどの片流れ屋根を梁と丸太を二つに割ったシザートラスが支えています。鋼鉄製のがっしりした暖炉が壁から離れて置かれダクトが真っ直ぐ天井に伸びています。



キッチン

いろいろ工夫の跡が見える暖炉です。暖炉はレーモンド建築設計事務所のメモリアルホールに同じ形のものが見られます。工夫の暖炉は事務所の記念行事の時に火が灯されますので暖炉の性能を実感できます。

また、リビングの吹抜は、アントニン・レーモンドが昭和8年に設計した、軽井沢の「夏の家（現：ペイネ美術館）」によく似ています。ちなみにこの「夏の家」は、ル・コルビュジェの南米チリの「エラズリス邸計画（1930年）」のコピーだとコルビュジェから抗議され、その後和解したという歴史を持っています。

※地下鉄表参道駅より、根津美術館方向に600mほど進むと旧カニングハム邸が姿を現します。



北側玄関を見る（手前のコーナーがキッチン）

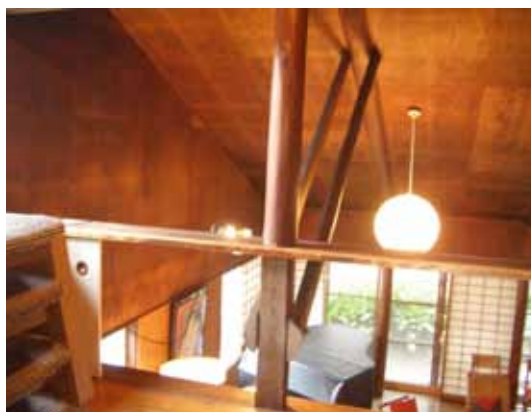
一生を捧げた人で、47歳の時から101歳で他界するまでこの住宅で暮らしていました。キッチンに立つとすっかりここでの生活に溶け込んだ姿が想像できます。なお、現在は社団法人青少年音楽協会の事務所として使われています。

仕上げは、壁・天井が合板で、南側とそれに

設計者であるアントニン・レーモンドは1919年（大正8年）に旧帝国ホテルの設計監理のため、フランク・ロイド・ライトと共に来日し、日本に設計事務所を開設しました。その後、レーモンドの事務所で学んだ前川國男（自邸をKANAGAWA2月号掲載）、吉村順三らにモダニズム建築の流れが引き継がれています。



リビングの開口部



バルコニーから1階吹抜のリビングを見る



暖炉



山田守 自邸

旧カニングハム邸を後にして、表参道交差点まで戻り、青山通りを渋谷方面に下ると青山学院大学に面している「蔦珈琲店」という洒落た喫茶店があります。こちらは、建築家山田守氏の自邸のピロティ部分につくられた店で、春はガラス越しに築山や桜を楽しめます。BGMを聴きながら都会の喧騒を忘れることが出来る、心地の良い空間です。あわせて訪れてみてはいかがでしょうか。

2

【旧カニングハム邸 概要】

所在地：東京都港区西麻布2-21-2
 竣工：1954年（昭和29年）
 設計：アントニン・レーモンド
 内装：ノエミ・レーモンド夫人
 施工：斉藤工務店
 用途：住宅→記念館
 敷地面積：165㎡
 述べ床面積：85㎡

【蔦珈琲店】

所在地：東京都港区南青山5-11-2
 電話：03-3498-6888
 定休日：月曜日

一般社団法人移行への経過について（委員会報告）

公益法人制度改革対応専門委員会 委員 三杉 三郎

1 はじめに

国では、平成13年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けた取り組みが行われ、平成16年12月に「公益法人制度改革の基本的枠組み」が閣議決定されました。これを受けて、平成18年の通常国会で公益法人制度改革関連法（関連3法）が同年5月成立、6月2日に公布され、平成20年12月1日に施行されました。新制度では、これまでの社団法人は法施行後5年以内に一般社団法人又は公益社団法人に移行しなければならないこととなりました。そこで、当協会がどのような経過で一般社団法人に移行することになったか、その概要を報告します。

2 日事連の動き

これまで、単位会の公益法人制度改革に日事連がどの様に係わってきたか、若干説明します。

平成18年6月2日に公益法人制度改革関連法が公布されて間もなくの11月の全国会長会議では「社会から、より公益性の高い社団法人として評価される団体となるため、単位会は公益社団法人の認定を受けるものとする」ことを申し合わせた。

その後、制度の詳細が明らかになるにつれ、当初期待していた公益社団法人としてのメリットがそれほど大きくないことが判明したため、平成20年12月の全国会長会議では「移行期間5年の間に、他団体の動向や国の認定の状況等を踏まえつつ検討していくこと」とし、平成18年11月の全国会長会議の申し合わせ事項を修正した。これにより、単位会は公益社団法人又は一般社団法人の移行の決定を独自に判断することになった。

3 神事協の移行対応経過

（1）スケジュール

当協会では、平成22年6月10日の理事会で、移行に関する諸事項について円滑かつ適確に対応するため、会長・副会長を含めた7名の委員からなる「公益法人制度改革対応専門委員会」（以下「委員会」）の設置を決め、本格的に移行に向けた取り組みをスタートさせた。

平成22年10月25日開催した第1回の委員会は、先ず、平成24年度に移行申請を行い、平成25年度からの新法人移行を目指すこととし、次の様な作業スケジュールを決めた。

- ①平成22年度末までに、現状の事業を分析し一般社団法人又は公益社団法人の移行方針を取りまとめた移行方針案を作成する。
- ②平成23年度は、委員会の移行方針案を理事会で決議し、5月の総会に報告し承諾を得る。その方針に基づき、定款改正案を作成し年末までに臨時総会を開催し承認を得る。
- ③平成24年度は、申請書案を作成し、理事会の承認を得て夏までに申請する。並行して、定款施行細則案を作成する。その後、各種規程の改正案を作成する。

以上のスケジュールを遅滞なく進捗させていくため、委員会は月1回の開催を目標とした。

（2）一般社団法人移行へ

委員会が作成した移行方針案は「協会のこれまでの活動は、主たる事業である講習会等の収入を伴う事業を含めた公益目的事業の収支相償の条件が確保・維持できず、公益目的事業費率も50%以下など、公益認定基準を満たさないこと。また、あえて公益認定基準を満たすための新規公益事業を創設し公益社団法人に移行したとしても、移行後に公益認定基準の継

この移行方針案を平成23年4月20日開催の理事会に提案し、承認が得られたため一般社団法人への移行が決定した。この方針決定は、同年5月25日の通常総会で報告し会員の理解を得ることができた。

一般社団法人への移行が決定したことから、委員会は定款改正作成に取りかかった。素案作成で最後まで難航したのが会員の資格であった。素案では現行定款と同様に、会員の資格は建築士事務所の開設者や管理建築士等を認めることとしていた。これについて、県から建築士法上の法定団体である建築士事務所協会の会員は開設者に限定するよう指導されたことから、現行の会員資格の規定を大きく変えることがない代替案として、開設者に届け出を義務化した「指定代表者」を新たに設ける修正案で県の下承を得ることができた。これによりようやく平成23年6月末の委員会で定款改正素案が決まった。

(4) 認可申請及び諸規程の改正

.....

その後、数回の補正を経て同年12月20日に開催された神奈川県公益認定等審議会に諮問され、同日付で同審議会より神奈川県知事に答申され、平成25年3月中旬に神奈川県知事から認可が下りることが決定した。これにより当協会は、平成25年4月1日から一般社団法人への移行が決定した。

4 おわりに

最後になりますが、一般社団法人移行を先行された東京会からの資料恵与に改めて御礼を申し上げますとともに、所管行政庁の窓口である神奈川県建築安全課担当者の適切な指導・助言に感謝申し上げ、委員会報告とします。

町並み散策ばらり in 神奈川 十日町市場のなごりを歩く ～秦野四つ角周辺～

秦野は江戸時代中期以降、四つ角を中心に十日市場の街として商店街が形成され、江戸時代後期になると秦野葉煙草の生産拠点として栄えたが、関東大震災の大火で町が消失した。防災のため当時としては幅員を広くとった道路が整備され、洋風建築や蔵などが建てられた。それ以前の木造建築による町家の姿も多く残されている。

本町四つ角周辺には現在でも蔵が多く見られ、散策しながら発見するのが楽しみでもある。置屋根形式が15棟、塗込め屋根形式が33棟ほど残存していたが時代とともに姿を消していくのは寂しい。用途は家財の収納蔵や穀蔵、商業蔵として利用されているほか、住宅や喫茶店に改造されている蔵もある。

(資料提供 わいわいはだの市場実行委員会)

① 旧保全堂洋館



② 旧ますや洋館



③ 五十嵐商店洋館



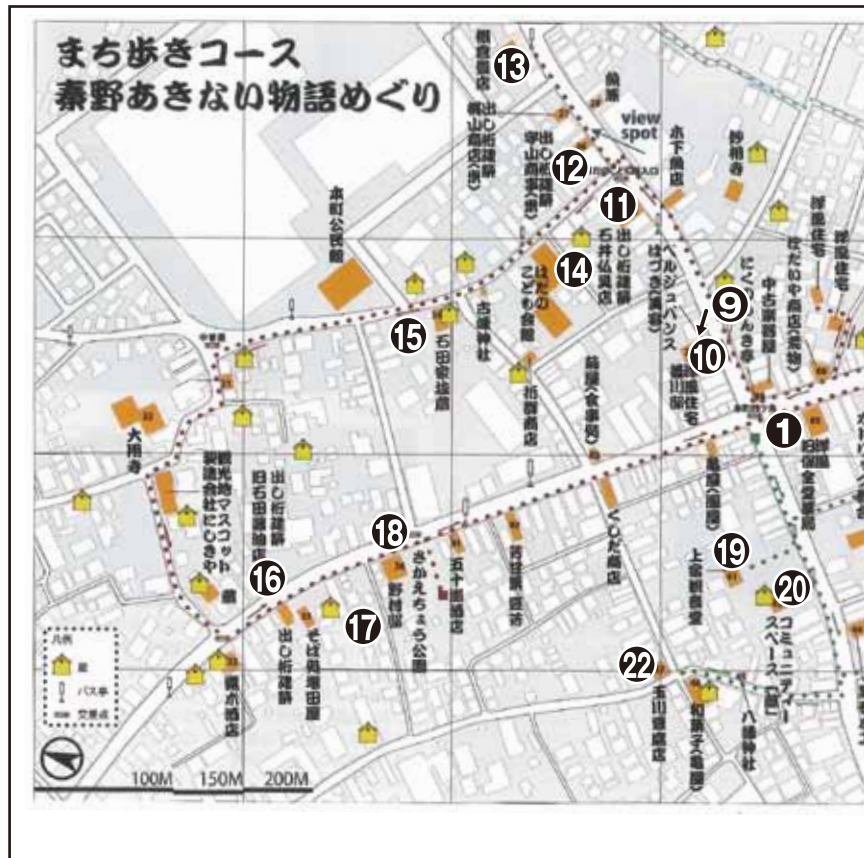
④ 片倉商店(出し桁建築)



⑤ 立花屋茶舗



⑥ 清水寅吉商店



⑦ 蔵(塗込め屋根形式)



⑧ 豆峰落花生店



⑨ はづき美容室



⑩ 普川邸洋風住宅



⑪ 石井仏具店(出し桁建築)



⑫ 石田家塩蔵



⑬ 旧石田醤油(出し桁建築)



⑭ 蔵(置屋根形式)



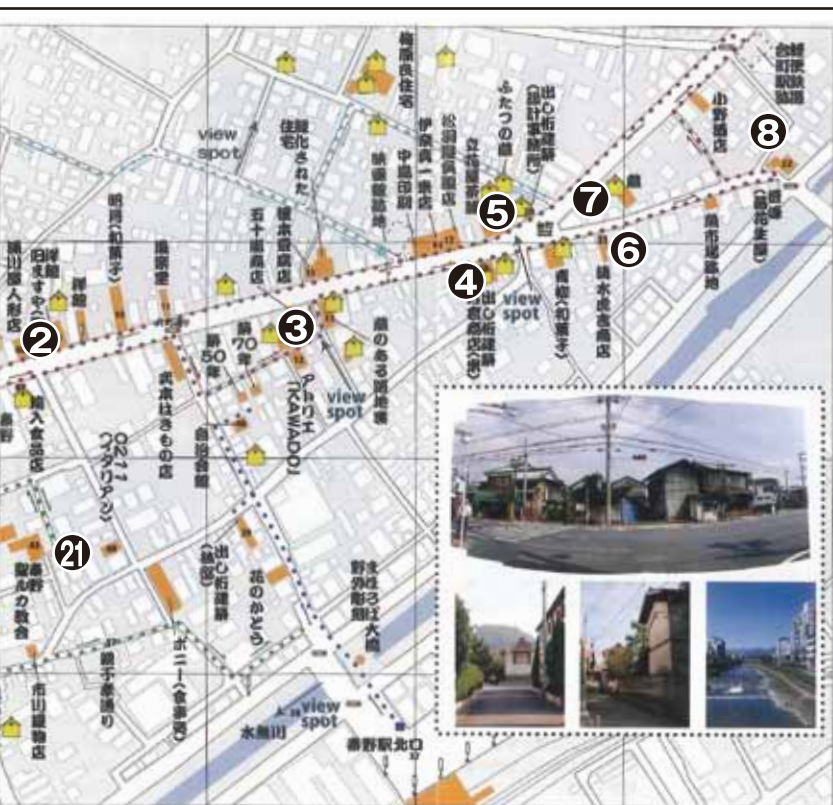
⑮ 野村邸



⑯ 上宿観音堂



昭和30年頃の本町四つ角



①昭和に栄えた薬局。看板建築だが端正なファサードが特徴。側面の建具のディテールも興味深い。

②昭和初期の建築。切妻平入りで2階は和瓦、1階下屋銅板瓦檺葺、太い梁、磨き漆喰の壁が印象的。

③昭和3年建築と伝えられる看板建築。ファサードの特色は2階の窓枠から底にかけての精緻な造形。

④出し桁造りの米、炭などを扱う老舗。シンメトリーに配された建具が端正さを際立たせている。

⑤「かながわの建築物100選」に指定されたルネッサンス様式を感じさせる看板建築。竣工は大正14年頃。

⑥新しい街並みの裏にひっそりとたたずむ蔵。老朽化が進んでいるが再興を祈るばかり。

⑦蔵と出し桁建築の店舗。商業蔵としては大きい部類に入るのでは。珙瑯看板も今や貴重な遺産である。

⑧明治38年塩の専売制に伴い建築され、秦野の塩の専売を担ってきた。入口は引き戸式の大坂引戸形式。

⑨創業は慶応元年に遡る店舗を兼ねた母屋の建築は明治期と推定される。敷地内には2棟の蔵も有する。

⑩出し桁付き、鋳物の瓦銅板巻の破風、黒漆喰塗の外壁、太い樫柱など、商家としての立派な構えを持つ。

⑪1階は米を入れる納屋、2階に居住スペースを置く土蔵を併設。現在はトタンで覆われるが当時は漆喰塗り。

⑫数少ない置屋根形式の蔵。白壁が真新しい、新築の住宅とのコラボが現代的なのかもしれない。

⑬住宅街をふと見上げるとそこにも蔵が。外部は濃いグレー色で落ち着いたが材は遠く不明。

⑭天保3年の建築とされる旧家。現在はトタン屋根だが、もとは茅葺屋根。かつての当家は漢方医だった。

⑮創業90余年、秦野名産落花生の老舗。昔ながらの店構えは貴重な存在。隣接工場も趣を残し操業。

⑯主に塗られた本堂が目を引き、参道には上宿観音市が開かれ商店街の活性化に役立っている。

⑰質実なアールデコ風の平屋建て店舗建築。当時は材質感が生きていたが補修され塗り替えられている。

⑱外部、内部とも原型を損なうことなく補修され、展示場など時利用される。2階は流しやトイレも完備。

⑲江戸時代以降の旧家で店舗、住宅、蔵で構成される分棟型の配置構成は近代性を意識している。

⑳関東大震災後再建された。礼拝堂の趣は当時のままである。木造トラス、鉄板葺による大屋根を持つ。

㉑出し桁造りの店舗。老舗の神仏具店である。生業を象徴する右端の看板もいい味を出している。

㉒看板が示すとおり老舗豆腐店。角地にあることで寄棟の屋根が生きる。その所為か軽快な趣がある。

⑫ 宇山商店(出し桁建築)



⑬ 梶山米店(出し桁建築)



⑭ 蔵(塗込め屋根形式)



⑯ コミュニティスペース「蔵」



⑰ 秦野聖ルカ協会



⑲ 玉川豆腐店



【参考文献】 秦野の住まい(2) (秦野市教育委員会刊)

中栄信用金庫webサイト/秦野市観光協会webサイト その他
(作成: 秦野支部 田代 茂夫、矢野 高、澤田 晃一)

応急仮設住宅計画コンペティションの実施について

景観・まちづくり特別委員会 寺本 勉

昨年度(平成23年度)において、景観・まちづくり特別委員会では神奈川県からの業務委託を受け、神奈川県における対応を検討するため応急仮設住宅に関する調査を実施しました。この調査を通して明らかになったことのひとつとして、平時からの災害発生時に対しての意識をもって準備をしておかないと、非常時に迅速かつ臨機応変な行動ができないということでした。

仮設住宅を建設するための用地は、市町村にて災害発生後にすみやかに決定されますが、確定した敷地に対して、住棟配置をだれがどのようなプロセスで計画するのかといった点において、それぞれ個別に検討が必要であるといった点もクローズアップされました。(注、仮設住宅建設自体は都道府県が主体となります。)これらのほか、様々な意見や懸案などを踏まえ、平成24年度においても神奈川県より調査委託を受け現在継続調査を実施していますが、上記の「具体的な用地でどのように計画するのか」という部分に注目しコンペティションを企画しました。

実際にある敷地にてどのような計画ができるのか(リアリティのある応急仮設住宅の提案)を広くアイデアを募り、共有すること、また、公開コンペとすることで「日頃から災害時に対してどうしていくのか意識し行

動しよう」と啓発していくことの2点がコンペティション企画のコンセプトです。そこで、敷地については県や市町村からの情報協力等をいただきながら、神奈川県内の実際の用地を3カ所選定しました。また、広く啓発活動としていく趣旨を踏まえて、財団法人建築技術普及センターの助成金を活用しながらコンペティションを実施することとなりました。

9月に開催告知をしたのちコンペティションの公式サイト、当委員会のフェイスブックページのほか報道関係等への告知活動をおこない参加登録を募ったところ、90ものエントリーが集まりました。また、公式サイトへのアクセス数も9月からの3ヶ月間で約2000アクセス程あり、現在でもアクセス数は増えていることから啓発活動としての成果も出てきているかと思います。

11月の提出メ切を受け、作品提出は28作品となりましたが、これは仮設住宅というものに対してどのように考えていったら良いのかが、はじめてのことで時間が足りずまとめていけなかったといった声が聞かれました。裏を返せば災害時にこのような状況に落ちる可能性もあると考えられます。提出頂いた作品はそれぞれに様々なアイデアが盛り込まれた魅力的な提案となっており、一次審査が待ち遠しいといった印象を抱きました。

12月に大月敏雄氏(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授)、吉田貞夫氏(神奈川県県土整備局建築住宅部部長)、坂和伸賢氏(横浜市建築局局長)、高木明義氏(一般社団法人福島県建設業協会専務理事)、上原伸一(社団法人神奈川県建築士事務所協会会長)の5名の審査員を迎え、一次審査を実施しました。立地条件、材料、工法、コミュニティー、関連法令に対する配慮など、とても多岐にわたって考えていかなければならないということもありいろいろな見解と評価があったのち、最終的に7作品が選出されました。

二次審査にあたり、どのようにプレゼンテーションをおこなって頂くかという議論が一次審査後にありました。今回のコンペティションを踏まえると、限られた時間の中で提出作品で読み取れることをアピールして頂くよりも、提出作品に盛り込むことのできなかったこと、もっと伝えたいと思ったことをプレゼンテーションしてもらおう方が、コンペティションの趣旨にも沿うであろうという意見でまとまりました。そして、1月21日に二次審査を実施し、受賞者が決定しました。

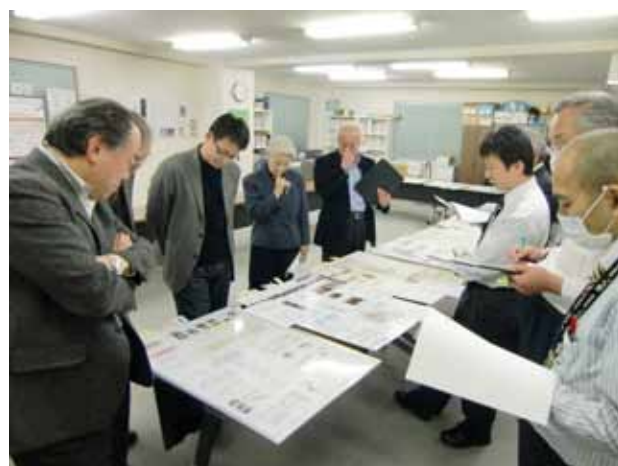


コンペ開催案内チラシ・ポスター

また、3月22日には表彰式および、審査員である大月敏雄氏による特別講演と当委員会で開催した応急仮設住宅調査報告を横浜市技能文化会館2階多目的ホールにて開催します。当日は全提出作品の展示もおこないますので、ぜひ関心を持って頂きたいとおもいます。どなたでもご参加頂けますので多くの方の来場をお待ちしております。

景観まちづくり特別委員会
フェイスブックページアドレス

<https://www.facebook.com/k.keikan>



神事協議室での第一次審査風景

<<応急仮設住宅コンペティション受賞者決定！>>

【最優秀賞】 湘南三浦建築設計協会 代表者／青木 建

【優秀賞】（受付番号順）

和歌山大学 産学連携・研究支援センター 代表者／河崎 昌之
ともに学ぶくらしすまいの会 代表者／伊藤 篤

【奨励賞】（受付番号順）

（個人） 笹川 健志
東京ガスリモデリング株式会社 代表者／木曾川 剛士
株式会社福永博建築研究所 代表者／福永 博
東京大学大学院新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻 代表者／山崎 大樹

応急仮設住宅コンペティション公式サイト <http://www.j-kana.or.jp/k-compe/>

※公式サイトでは、受賞作品をご覧いただくことができます。

【応急仮設住宅コンペティション表彰式・特別講演】

開 催 日：平成25年3月22日（金）
会 場：横浜市技能文化会館 2階 多目的ホール
開 催 時 間：13時40分から16時50分
スケジュール：

- 第1部 応急仮設住宅調査の報告（報告 景観まちづくり特別委員会）
- 第2部 応急仮設住宅コンペティション表彰式
- 第3部 特別講演
「応急仮設住宅の歴史とコミュニティケアの必要性及び計画のポイント」
（講演 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 大月 敏雄准教授）

※詳しい内容や申込方法は、神事協ホームページ「講習会・セミナー情報」をご確認ください

社団法人神奈川県建築士事務所協会 平成23・24年度第12回理事会開催報告

日 時 平成25年2月14日（木）14：00～17：30
会 場 （社）神奈川県建築士事務所協会 2階会議室
出席者 21名

1. 議決事項

（報告事項）

第1号報告 会員(1月)の入退会承認についての報告
第2号報告 一般社団法人移行に係る進捗状況等についての報告

第3号報告 平成24年度新たな応急仮設住宅調査検討業務委託契約についての報告

第4号報告 後援名義使用(6件)についての報告

第5号報告 建築士事務所登録(1月)についての報告

（審議事項）

第1号議案 正会員(2月)の入会について承認を求める件

第2号議案 平塚市建築審査会委員の推薦について承認を求める件

第3号議案 景観整備機構設立について承認を求める件

第4号議案 「住・緑・家」コンペ登録事務所規定の改訂案について承認を求める件

第5号議案 倫理委員会よりの調査報告について承認を求める件

第6号議案 定款施行細則の改正について承認を求める件

第7号議案 諸規程等の一部改正について承認を求める件

第8号議案 平成25・26年度理事・監事・常設委員等ブロック候補者数について承認を求める件

（検討事項）

1) 平成25年度収支予算案について

2. 報告事項

（1）日事連報告

1) 景観整備機構活動状況調査集計結果について

（2）各委員会報告

1) 神事協市民向けパンフレット作成の進捗状況について（広報情報委員会）

2) 委員会活動報告

（3）その他

1) 行事日程等

※理事会の詳しい議事内容につきましては、ウェブサイト上の会員ページ内に議事録を掲載しておりますので、ご確認ください。

? 旅のクイズ 第32回 ? ? ?

問題

東京都中央区八重洲1-1-1…このゾロ目の住所に立っている建物はいったいなんでしょう？

ヒント：建築基準法では「特別扱い」されている建物です。

答えをメールまたはFAXにて神事協事務局までお寄せ下さい。正解者の中から抽選で御一人に1000円の図書券を差し上げます。

（FAX：045-212-3807／E-mail：sakamoto@j-kana.or.jp）

※締め切り：平成25年3月21日（木）

当選者は4月号にて発表予定です。

※広報情報委員と事務局員及び家族の方のご応募はご遠慮ください。

第31回の当選者は 川崎支部 飛鳥建設(株) 岡村志穂様です。
おめでとうございます!!

正解：浄土宗 信楽寺



会員異動報告	
入会	
横浜支部	
都市未来計画株式会社	廣瀬 良一
〒220-0004 横浜市西区北幸2-3-10 日総第8ビル7階	
TEL.045-328-3738 FAX.045-534-6761	
川崎支部	
s u i 建築設計	須山 愛
〒213-0006 川崎市高津区下野毛1-7-20-903	
TEL.044-822-1960 FAX.044-822-1870	
横須賀支部	
古澤建築設計一級建築士事務所	古澤 豪
〒239-0835 横須賀市佐原1-2-5	
TEL.046-835-6242 FAX.046-835-6248	
ユ一空間設計事務所	
〒239-0842 横須賀市長沢1-14-A-407	浦 絵美
TEL.046-849-6153 FAX.046-849-6153	
藤沢支部	
有限会社S & F プランニング一級建築士事務所	永嶋 浩一
〒252-0816 藤沢市遠藤730-15	
TEL.0466-88-2119 FAX.0466-88-2774	
鎌倉支部	
ケイ設計室一級建築士事務所	粕谷 秀樹
〒248-0005 鎌倉市雪ノ下2-6-10	
TEL.0467-25-2584 FAX.0467-23-5728	
森ヒロシ建築設計所	
〒248-0013 鎌倉市材木座3-2-27	森 博
TEL.0467-25-2584 FAX.0467-25-2574	
茅ヶ崎寒川支部	
町建築設計事務所	町 圭三
〒253-0053 茅ヶ崎市東海岸北5-15-1	
TEL.0467-83-3590 FAX.0467-83-3590	
変更	
横浜支部	
日総ビルディング株式会社	
(所在地)	
〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-8-8 日総第16ビル11F	
株式会社アイジーコンサルティング二級建築士事務所	
(所在地)	
〒221-0005 横浜市神奈川区松見町4-1045-1	
茅ヶ崎寒川支部	
2 級建築士事務所北野建築工房	
(所在地)	
〒259-0112 中郡大磯町国府新宿21-25	
本誌掲載記事の内容は執筆者本人の見解において記述・掲載をしております。神事協としての見解ではございませんのでご了承下さい。	

懲戒処分報告	
厚木支部	
有限会社中野建築設計事務所一級建築士事務所	中野 喜久
処分の内容	
会員資格停止 3 箇月 (平成25年3月1日より同年5月31日まで)	

3月の行事予定	
3月2日	神事協ウォーキング(鎌倉方面)
4日	建築士定期講習 会場:横浜市技能文化会館
5日	JW-CAD(日影&天空率編) 会場:東部総合職業訓練校
6日	「住・緑・家」運営特別委員会
7日	総財務委員会
13日	設計監理指導委員会
14日	正副会長会 委員長会
15日	企画業務委員会
18日	相談役・参与会
19日	景観まちづくり特別委員会
21日	技術調査委員会
25日	応急仮設住宅コンペ表彰式等 会場:横浜市技能文化会館
26日	ブロック支部委員会 支部長合同ブロック支部委員会
27日	木造特別委員会

会 勢		平成25年 3 月 1 日現在				
支部名	平成24年3月末日	現在	入会者	退会者	増減	
横 浜	274	251	31	54	-23	
川 崎	97	102	9	4	5	
横 須 賀	51	54	4	1	3	
湘南三浦	18	18	0	0	0	
藤 沢	23	25	3	1	2	
鎌 倉	35	39	7	3	4	
茅ヶ崎寒川	18	19	2	1	1	
平 塚	21	23	2	0	2	
伊 勢 原	8	8	0	0	0	
秦 野	18	18	0	0	0	
大和綾瀬	20	21	2	1	1	
厚 木	36	35	0	1	-1	
座 間	13	12	1	2	-1	
海 老 名	14	15	1	0	1	
愛 川	7	8	1	0	1	
相 模 原	83	82	2	3	-1	
県 西	44	48	4	0	4	
合 計	780	778	69	71	-2	
賛助会員	72	79	10	3	7	

※退会報告等の状況により会員数は常に変動しております。

編集後記	広報情報委員になり、2期4年が終わろうとしています。
	その間、たくさんの人に出会い色々なイベントに参加しました。平成25年度からは新委員さんになるのか、まだ続けるのか…？
	これからもよいKANAGAWAの編集をしていきたいです。 (海老名支部 杉崎雅治)

かながわ 平成25年3月号 (通号377号)

発行 平成25年3月1日 (毎月1日発行)
発行人 上原 伸一
発行所 社団法人 神奈川県建築士事務所協会
〒231-0032 横浜市中区不老町3-12
第3不二ビル2F
TEL. 045-228-0755
FAX. 045-212-3807
印刷所 株式会社 柏苑社

担 当 副 会 長 芝 京子
: 佐藤 光良
: 広報情報委員長 内藤 隆之
: 広報情報副委員長 恩田 耕爾
: 広報情報委員 小泉 厚
: 高橋 保博
: 新倉 良一
: 坂本 歩美
事 務 局

北野 義夫
杉崎 雅治
竹尾 秀一

昭和56(1981年)年以前に建築された 建物の耐震化促進は喫緊の課題では

大和綾瀬支部 高橋 国彦

東日本大震災の影響で地震活動が活発化している影響を受けて、東大地震研究所は首都圏でマグニチュード7クラスの直下型地震が4年以内に70%、30年以内では98%の確率で起きる可能性があるとの計算結果を公表した。「東日本大地震以降、大きな地震はしばらく無いだろうと考えてしまう人がいるが、むしろ他の地域での発生確率が高まっている」との認識を持つことが大切である、今後30年以内に東海地震が起きる確率が88%に更新された。地震の発生は止められないが、地震発生後の救援、救助、避難、地震火災の拡大防止や緊急輸送道路の確保は喫緊の課題である。まじかに迫る地震被害を最小限に留める為の減災対策はスピード感を持って取り組まなければならない。

建築物耐震改修促進法に関する法律の適用期間が平成28年から平成32年までの5年間に延長され、今後7年間は耐震診断・耐震補強が継続されることになった。耐震診断や補強に関する補助金制度の期間は延びたが、地震発生は待ったなしである。過去に発生したマグニチュード6.0クラスを上回る規模の地震発生回数は世界全体で見ると960回、そのうち日本では220回と公表されている。国土の面積は世界のわずか0.25%にしか過ぎないが、地震の回数では世界の約22.9%に及ぶ地震多発国に私達は住んでいることを、常に自覚しておかなければならない。地震対策は我国に居住する者にとって常に心がける必須課題ではないだろうか。阪神淡路大震災後に海外からやって来たアメリカの保険会社が、日本人は地震被害に対するリスクヘッジ(回避、軽減)をどのように考え対処しているかと尋ね、何もないとの答えにあきれ果てて帰って行ったそうである。その後著名なイギリスの経済誌「Financial Times」は「日本人はこの地震で備るべき対策を学んだはずだが遅々とした現状では次に来るビックワン(大地震)には間に合わないだろう」との論調を発表していた。

津波による福島第一原発の非常用発電機が全て使用不能となり、その結果原子炉の冷却が出来ず原子炉格納容器の燃料ペレットが溶融、原子炉格納容器破損に伴い、建屋が爆発崩壊し多量の放射性物質が空中飛散し、土地や建物、動植物が汚染された。現在除染及び人体への影響などへの対応が国を上げて取り組まれている。東日本大地震は地震動、津波、多量の放射性汚染物質による複合被害をもたらした。震災後、国内外からの暖かい援助の手が差し伸べられたが、感謝や前向きな気持ちを抱きながら復興を成し遂げなければならない。これまでの震災や今回の東日本大地震の被害からの教訓を引き出し、貿易立国で、世界と密接な繋がりをもつ日本は国際的な信頼を維持する為にも、今後の地震減災対策に向けて早急に行動しなければならない。

耐震改修促進法改正案 今国会へ

(引用 建設通信新聞 平成25年1月28日号)

国土交通省は、耐震改修促進法改正案の方向性をまとめ、1月28日に召集される通常国会への提出を目指す。

面積規模に関係なく旧耐震の住宅・建築物すべてを耐震診断・改修の努力義務とする。このうち、一定規模以上を要件に、大規模な特定建築物や地方自治体が指定した特に重要な緊急輸送道路沿道建築物、防災拠点施設は耐震診断を義務化し、診断結果を公表。診断の実施に応じない所有者に対しては、命令、行政代執行の手順を踏む。

改正法に合わせ、各種施策も充実させる。診断を義務付けた建築物の耐震診断を実施する際は、建築士などの資格を持ち、かつ日本建築防災協会などが実施している講習会を受講している専門家が業務を担う仕組み作りに乗り出す。